

「薬局における感染拡大防止等支援事業」のご案内

新型コロナウイルス感染症の薬局での感染拡大を防ぐための取組を行う薬局に対して、**感染拡大防止対策等に要する費用を補助します。**

補助上限額

70万円を上限として実費を補助



補助の対象機関

- ・ 新型コロナウイルス感染症の薬局での感染拡大を防ぐための取組※を行う薬局

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 受付・投薬台等のアクリルパーティション・ビニールカーテンの設置
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者の混在予防のための、動線区別用パーティションや床シールの貼付け
- ④ 電話等情報通信機器を用いた調剤・服薬指導体制等の確保のための機器の導入
- ⑤ 感染防止のためのマスク、フェイスシールド、手袋、消毒液、非接触体温計などの購入
- ⑥ 感染防止のための白衣、エアコンのクリーニング
- ⑦ HEPAフィルター付空気清浄機購入等換気対策
- ⑧ 代金決済システム（初期導入費、ランニングコスト、手数料等）

補助の対象経費

- ・ 感染拡大防止対策に要する費用
- ・ 薬局での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません。）

清掃委託、薬局用消毒剤、患者用手指消毒液、受付用アクリルパーティション 等

※ 他の補助金で申請した費用については重複して申請できません。

※ 購入にあたり発生した振込手数料及び送料等は対象外となりますので、交付申請額に含めないようご注意ください。

事業の詳細はこちら

緊急包括支援交付金

検索

➔https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html

〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局
新型コロナウイルス緊急包括支援交付金コールセンター
電話番号 03-3595-3317（受付時間は平日9:30～18:00）

徳島県保健福祉部
薬務課
電話番号088-621-2231



補助を受けるための流れ

※ 以下は標準的な流れになります。詳しくは県業務課のホームページ等をご確認ください。

① 補助の対象機関であるか確認します。

○ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組（前ページの取組の例を参照）を行う**薬局**が、補助の対象機関となります。

※ ただし、保険薬局でない薬局は補助の対象外です。

※ 他の補助金で申請した費用については重複して申請できません。

② 感染拡大を防ぐための取組を行い、補助の対象経費を計算します。

○ **感染拡大防止対策に要する費用**に限られず、薬局等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための**診療体制確保等に要する費用**について、幅広く補助の対象経費（前ページの経費の例を参照）となります。

※ ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外

※ **購入にあたり発生した振込手数料及び送料等は対象外となりますので、交付申請額に含めないようご注意ください。**

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

③ 申請書等を作成します。

○ **所定の様式により、「交付申請書」または「交付申請書兼実績報告書」及び「事業計画書」を作成**します。

○ **申請は1回のみ**となります。

④ 申請書等を県業務課に郵送により提出します。

○ ③で作成した「交付申請書」または「交付申請書兼実績報告書」等について、**県業務課に郵送により提出**します。

⑤ 申請内容を確認後、補助金が交付されます。

○ 申請内容を確認後に交付決定または交付決定及び額を確定し、**補助金が振り込まれます**。

⑥ 概算額で申請した場合、事後に実績報告を行います。

○ 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、または実績報告の期限（令和3年3月31日）が到来した際、**県業務課に、所定の様式により実績報告**を行います。

○ 実績報告時に**支出実績が補助金額に満たなかった場合は、精算**を行います。

※ 実績報告の際に領収書等の証拠書類が必要となります。

Q1 どのような費用が対象となりますか。

A1 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）
清掃委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入 等

Q2 いつからいつまでの費用が対象となりますか。

A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。

支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

Q3 どのような機関が補助の対象となりますか。

A3 新型コロナウイルス感染症の薬局内等での感染拡大を防ぐための取組を行う薬局を対象としています。

※ ただし、保険薬局でない薬局は補助の対象外です。

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 受付・投薬台等のアクリルパーティション・ビニールカーテンの設置
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者の混在予防のための、動線区別用パーティションや床シールの貼付け
- ④ 電話等情報通信機器を用いた調剤・服薬指導体制等の確保のための機器の導入
- ⑤ 感染防止のためのマスク、フェイスシールド、手袋、消毒液、非接触体温計などの購入
- ⑥ 感染防止のための白衣、エアコンのクリーニング
- ⑦ HEPAフィルター付空気清浄機購入等換気対策
- ⑧ 代金決済システム（初期導入費、ランニングコスト、手数料等）

Q4 県のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金を申請しましたが、申請可能ですか。

A4 他の助成金で申請したものと重複して申請はできませんが、申請していないものについては、申請可能です。その場合、申請書の写しを送付ください。

Q5 すでに廃止している薬局でも、対象期間にかかった感染防止対策の費用について申請できますか。

A5 申請時に廃止している場合は、対象になりません。

Q6 感染拡大防止対策等に従事した従前から勤務している者の超過勤務手当は対象となりますか。

A6 従前から勤務している者及び通常の業務に従事する者については、対象外となります。